

## 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と障害者（児）施策の経緯

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に暮らししていく社会づくりをめざし、わが国では、これまで様々な障害者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化をし、障害のある人を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

### (1) 障害者基本法の公布に基づく長期計画の策定

平成5年、国では障害のある人の自立及び社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定めるとする「障害者基本法」が成立し、それに基づき「障害者対策に関する新長期計画（障害者基本計画の第1次計画 平成5年～14年）」を策定しました。その後、「障害者基本法」の改正により、新たに「新長期計画」に代わる「障害者基本計画（第2次計画 平成15年～24年）」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、計画的に諸施策の推進を図ってきました。

### (2) 措置制度から支援費制度への移行

そして、平成15年4月には、平成11年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正を受けて、社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を行政が決定する「措置制度」から、利用者が自らサービスを選択し、事業者との対等な関係において、契約を行い、サービスを利用する「支援費制度」が導入され、福祉サービス提供の仕組みが大きく変わりました。

### (3) 障害者自立支援法の施行

さらに、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、①障害者施策の3障害一元化や利用者本位のサービス体系への再編、②就労支援の抜本的強化、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④支給決定の仕組みの透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保を図ることを目的とした市町村障害福祉計画の策定が義務付けられました。

障害者自立支援法では、精神障害を含め、障害のある人に共通の制度の下で、一元的にサービスを提供できるよう、施設・事業が再編されています。

### (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）の施行

平成25年4月には、平成22年に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、障害保健福祉分野については、「障害者自立支援法」を廃止し、「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、日常生活・社会生活の支援が、障害者（児）の共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

主な改正内容としては、①障害者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、②障害程度区分を障害支援区分に改定、③重度訪問介護の対象を拡大、④共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、⑤地域生活支援事業の追加、⑥地域移行支援の対象を拡大、⑦サービス基盤の計画的整備、のように個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などが主となっています。

#### （５）障害者基本計画（第３次）の策定

国では、平成 25 年 9 月、「障害者基本計画（第 2 次）」の期間の満了を迎えるにあたり、「障害者基本計画（第 3 次 平成 25 年度～29 年度）」を策定しました。

については、障害者政策委員会において、国際社会の状況やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、平成 24 年 7 月以降審議を行い、さらに、平成 23 年の「障害者基本法」改正の内容を加味したうえで、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調などを盛り込んだ計画としています。

#### （６）障害者権利条約への批准

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、（１）一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、（２）一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、（３）障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、（４）条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっています。

平成 26 年 1 月 20 日に、批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生しました。

(7)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法という。)の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

(8) 障害者基本計画(第4次)の策定

国では、「一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者計画」を策定しています。(平成 29 年度末策定予定)

(9) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(平成 30 年 4 月 1 日施行)により、地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」、就労定着に向けた支援を行う新たなサービスとして「就労定着支援」の創設及び重度訪問介護の訪問先の拡大等が明記されました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害のある児童支援のニーズについて把握し、その提供体制について整備するため「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

## 2 計画の目的と趣旨

障害のある人及び障害のある児童が、障害のあるなしにかかわらず、一人の町民として住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるまちづくりを実現していくことが求められています。

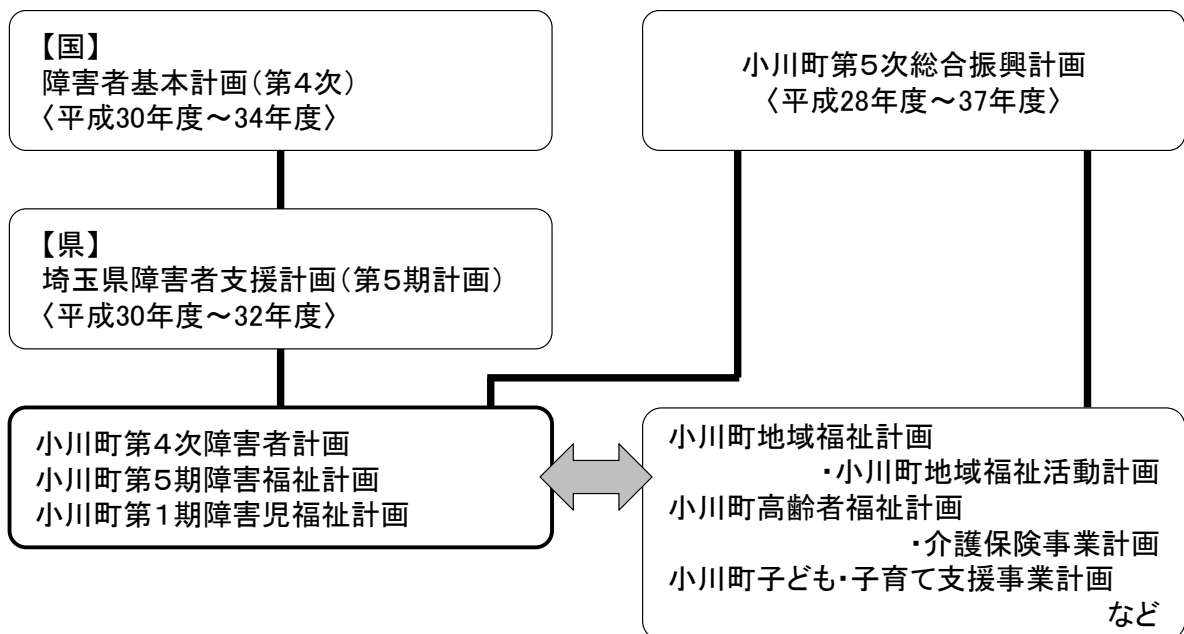
これまで本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策をより一層推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、第3次計画となる「小川町第3次障害者計画・第4期障害福祉計画 おがわノーマライゼーション 2015」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

この度、現計画の計画期間が満了することに伴い「小川町第3次障害者計画・第4期障害福祉計画 おがわノーマライゼーション 2015」を見直すとともに、児童福祉法の改正を踏まえ「第1期障害児福祉計画」の内容を加え、新たに「小川町第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション 2018」として策定したものです。

### 3 計画の位置づけ

- 「小川町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国及び埼玉県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的にかつ計画的に定めます。
- 「小川町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」であって、国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画や町が策定した各種計画等との整合を図ります。
- 「小川町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針や埼玉県の計画と整合を図ります。
- 「小川町第5次総合振興計画」（計画期間：平成28～37年度）の部門別計画として策定するとともに、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した他の関連計画との整合・連携を図ります。
- 障害者基本法に加え、障害者権利条約批准に関する記載を盛り込みます。
- 町が取組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、町民や関係事業所・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

#### ■ 主な関連計画





## 6 計画の策定体制

「第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の策定にあたっては、策定委員会をはじめ以下の体制で行いました。

### (1)「小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会」の設置

障害者関係団体や保健・医療・福祉関係団体の代表者等、さらに一般住民により構成された策定委員会を設置し、障害者計画に必要な審議を行った結果を反映しています。

### (2)「小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会」の設置

庁内関係課職員により構成された策定検討委員会を設置し、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。

### (3) 住民意識調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障害のある人の生活状況や意見・要望、及び広く住民の意見を把握するアンケート調査を実施し、結果を反映しています。

### (4) 障害関連団体懇話会の実施

障害のある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、町内の障害児・障害者関連団体に懇話会を実施しました。

### (5) パブリック・コメントの実施

本計画の内容について広く住民の意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。



ちょこれーと 利用者様